

令和8年9月4日

質問回答書

かいによ苑の民間利活用導入に係る公募型プロポーザルに関する質問に対し、下記のとおり回答します。

砺波市教育委員会 生涯学習・スポーツ課

No.	受付日	該当箇所	質疑事項	回答
1	R8.8.31	実施要領:様式 「書式について」	複数社での共同参加を予定している場合の各書式(様式2～6)の記載方法(連名か単独か)、およびプレゼンテーションの複数名参加について。	連名で記載ください。 プレゼンテーションについても複数名の参加で構いません。
2	R8.8.31	実施要領:主な手順概略・フローチャート 「契約保証金の決定方法・本契約のタイミングについて」	仮契約時の契約保証金の「金額」の決定方法、および結果通知が10月2日(金)の場合の本契約締結日について。	買取希望金額の100分の10以上となります。本契約締結日は、砺波市議会12月定例会の議決を得たときとなる予定です。
3	R8.8.31	実施要領:様式第4号 「事業者概要書について」	「本事業を遂行する上での特記事項」は何を記載すればよいか。	本事業を円滑に推進するための事業者独自の強み、実績に基づくノウハウ、または地域貢献に関する取り組みなど、特筆すべきアピールポイントをご記載ください。
4	R8.8.31	審査要領:評価基準 「評価基準について」	評価基準「2 提案内容の具体性・公共性」の「効率的な業務フローが整理されているか」の具体的内容について。	事業着手から運営に至るまでのプロセスにおいて、無駄のないスケジュールや役割分担、円滑な実施体制が具体的に計画されているかを確認する項目です。
5	R8.8.31	実施要領:主な手順概略・フローチャート 「着手のタイミングについて」	「所有権移転の日から1年以内に着手」の「着手」とは具体的に何を指すか。	ここでの「着手」とは、実際の現地における工事の開始だけでなく、本事業にかかる設計の着手も含めるものとします。
6	R8.8.31	実施要領: 「分筆の費用について」	共同参加に伴い事前に土地の分筆が必要な場合、費用を参加者負担として、所有権移転前に砺波市が分筆手続きをすることは可能か。	土地の分筆が必要となる場合の手続きおよび費用につきましては、砺波市が事前に行うのではなく、所有権移転後に事業者で行っていただくこととなります。